

農用地利用集積計画案（一宮市ほか 29 市町）に対する意見聴取について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条の 2 第 2 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 6 年 7 月 23 日

公益財団法人愛知県農業振興基金

理事長 仲井 靖

1. 意見聴取の対象となる農用地

一宮市大和町荊安賀字杉山 60 ほか 4 筆
春日井市庄名町字堅切 856 ほか 8 筆
犬山市善師野二丁目 9 ほか 10 筆
稲沢市祖父江町三丸渕七屋敷 99 ほか 36 筆
尾張旭市上の山町間口 3032-3 ほか 1 筆
津島市東愛宕町 1 丁目 116-1 ほか 9 筆
愛西市見越町川田 339 ほか 26 筆
弥富市子宝三丁目 95 ほか 9 筆
あま市七宝町秋竹大島 217 ほか 7 筆
半田市亀崎新田町 3 丁目 18
常滑市大谷字中根 233 ほか 3 筆
大府市横根町子新田 95
知多市馬背口 2 丁目 20 ほか 13 筆
知多郡阿久比町大字植大字傾城廻間 19-5 ほか 5 筆
知多郡東浦町大字森岡字栄北 44 ほか 19 筆
知多郡南知多町大字大井字松ヶ平 132 ほか 3 筆
知多郡美浜町大字上野間字宮廻間 99 ほか 2 筆
知多郡武豊町富貴字寺後 81 ほか 11 筆
岡崎市土井町字三太畑 12 ほか 14 筆
碧南市大坪町 4-26 ほか 3 筆
刈谷市井ヶ谷町細田 13 ほか 3 筆
西尾市吉良町津平大入 495 ほか 50 筆
額田郡幸田町菱池田多美 241-1 ほか 106 筆
豊田市田糲町向田 31 ほか 2 筆
新城市大字作手黒瀬字下山 135 ほか 9 筆
北設楽郡設楽町津具字菅広 109
豊橋市野依町字上三反田 410 ほか 76 筆
豊川市横尾町欠下 25-2 ほか 36 筆

蒲郡市大塚町笠神 30 ほか 2 筆

田原市和地町波治神 127 ほか 7 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和6年7月23日(火)から令和6年7月29日(月)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）